

広報



わしま

一人口の動き—
4月末現在
()は3月末との比較
出生 5人 死亡 4人
転入 19人 転出 28人
世帯数 1,283世帯(+3)
男 2,827人(-7)
女 2,908人(-1)
合計 5,735人(-8)



(阿弥陀瀬猿ヶババにて)



小島谷郷
の玄関であ
る「小島谷
駅」に始ま

り、北から南へ一里八丁といわれる
鰐の寝床のような形の中に上・中
・下・駅前の四部落からなって
おり、上・中・下部落は農業地

域、駅前部落は商業地域に大別
され、総世帯数二三六、人口九
九四人の構成となっております。
概要是以上ですが、

では、小島谷にしか残ってい
ないだろうと思われる慣行を一
つご紹介して、この責とさせて
いただきます。

それは「百八灯」と呼ばれ、
一説によりますと曾我の五郎・
十郎の末裔といわれる久須美東
馬家の屋敷内（現在「住雲園」）
の片隅にある「諏訪神社」のお
祭りです。

いつの頃から始ったか定かで

はありませんが、毎年七月二十
四日の晩に行なわれ、百八本の
ローソクに火を点す様は圧巻で
す。ローソクに火を点す役目は

子供達で、子供なりに責任の喜
びを感じているようです。

維持運営は私の隣組で、昔は
交わし相互の親睦をはかりまし
たが、現在は花より団子？席が
前の道路に移り道一杯に敷いた
ゴザの上で持ち寄りのご馳走で
……。

子供達の喜びも一層です。

ここにしか残っていないこの
行事……。子供達に残してや
れる満足感をローソクの灯に映
える幼顔に見い出して、来年は
違った趣向でと意欲をかきたて
ております。

そして、大人になり遠く故郷
を離れても時として、この夏の
夜の風物詩を思い出していただき
たいと思っております。

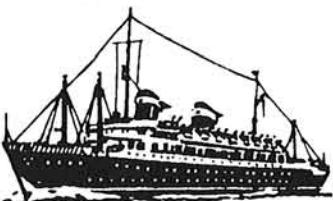
おらが地域

久須美逸郎

財B&G体験航海に参加

「少年の船」（グアム・サイパン）
「児童の船」（沖縄）

みんなの広場



B&G財団では、「海洋教室等
の研修を通じて、規律正しい團
体生活の下に協調と連帶の精神
を養い、友情を深め豊かな人間
を形成し、併せて海事思想の普
及を図る」ということを目的と
して、小中学生を対象とした「児
童の船」と中高生を対象とした

「少年の船」
参加者名 学校・学年
佐藤 学 北辰中・二年
早川 忠志 北辰中・二年
松永 潔文 北辰中・三年
渡辺 哲也 島小・六年

「少年の船」の体験航海を毎年
実施しており、今回和島海洋ク
ラブ員の方々の中から次の方が
参加されることになりました。

※係では、参加された方々の体
験記を広報「わしま」に掲載
する予定です。
なお、和島海洋クラブに關
する詳細は、役場企画課まで
お問い合わせください。

待望の保内堰完成!!

昭和五十四年度に着工された保内堰と建設工事が四か年にわたる長い年月と八億五千万円余の巨費を投じてこの度立派に完成し、四月二十六日に喜びの竣工式が挙行されました。この工事は、島崎川の改修工事により、従来の福万石と落水堰を統合して建設されたものであります。

概要○河川名 島崎川
式典には、県・土地改良区及び村内外の関係者が多数出席して挙行され、その完成を祝いました。今後の維持管理は三島郡北部土地改良区に移管され、地域の関係耕地一四五haの用水は言うに及ばず、村の発展に大きく貢献するものと期待されます。

○施工地	○事業費	○工事概要	○取水量
和島村大字保内	八億五千五百万円	(用水堰本体工) 堰長：一七〇m ゲート高：二・七m 巾員：一・七m 鋼制ローラーゲート	最大〇・四五八m³/s

昭和58年消防団幹部紹介

昭和58年の和島村消防団の幹部の皆さんを紹介いたします。(紙面の都合上副分団長以上の方です)相談事がありましたら役場消防係、もしくは幹部の皆さんに申し出ください。

昭和58年和島村消防団幹部名簿

区分	氏名	電話	住所
団長	八子池八十吉弥	2534 2589	上小島谷北野
副団長	小林村孝初	2358 2101 2613	両高下町上中小島谷
訓練分団長	小林久須美	2482 2524	上桐野
技術分団長	小菊地友勝	2076 2072	川端下町下
予防分団長	小早林川	3537 3389	阿弥陀瀬下富岡
第1分団長	八子一夫	3546 3404	中沢日野浦
同副分団長	高橋平沢敏	2822 2513	両高東保内
第2分団長	遠藤実	2822 2513	高東保内
同副分団長	小林静峯	2822 2513	高東保内
第3分団長	八子一夫	3537 3389	阿弥陀瀬下富岡
同副分団長	高橋平沢敏	3546 3404	中沢日野浦
第4分団長	高橋平沢敏	3546 3404	中沢日野浦
同副分団長	小林静峯	2822 2513	高東保内
第5分団長	八子一夫	3537 3389	阿弥陀瀬下富岡
同副分団長	高橋平沢敏	3546 3404	中沢日野浦

村長室の黒板から

和島村長
吉生

四月十七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
二十一日	あいさつ廻り、午後投票当選として二十四日選挙会開催後当選証書の交付をする旨の通知を頃く。
二十二日	選挙運動継続、午後五時立候補受け締切り、他に立候補の方がなかつたため、無投票當選として二十四日選挙会開催後当選証書の交付をする旨の通知を頃く。
二十三日	出県しあいさつ廻り、午後議場で朝礼を兼ねてあいさつ。
二十四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
二十六日	保内堰竣工式を土
二十七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
二十八日	金沢農政局へ農村地域定住促進事業採択お礼のため出張。
二十九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
三十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月二日	第二期就任初登庁
四月三日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月五日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月六日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月八日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十二日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十三日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十五日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十六日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十八日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月十九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月二十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿二日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿三日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿五日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿六日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿八日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月廿九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月三十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
四月卅一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月二日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月三日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月五日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月六日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月八日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十二日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十三日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十五日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十六日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十八日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月十九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月二十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿二日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿三日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿四日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿五日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿六日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿七日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿八日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月廿九日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月三十日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。
五月卅一日	和島村長選挙告示、村内巡回立候補のあいさつと御支援、お願いの街頭演説を行なう。

みんなで築こう 明るい選挙

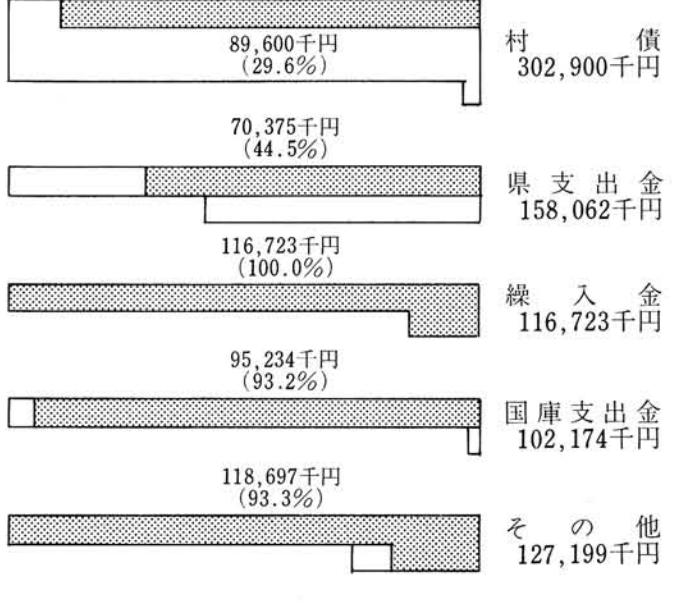
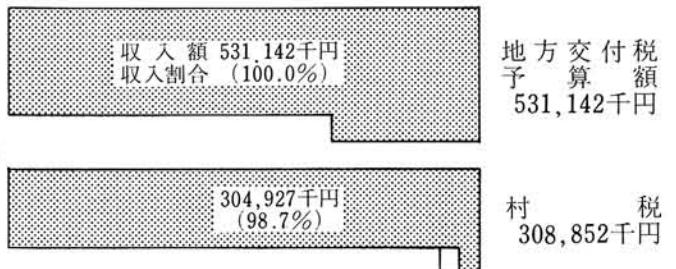
和島村「財政事情の作成及び公表に関する条例」の定めるところにより、昭和57年10月1日から昭和58年3月31日までの和島村の財政事情をお知らせいたします。

和島村長 清野精合

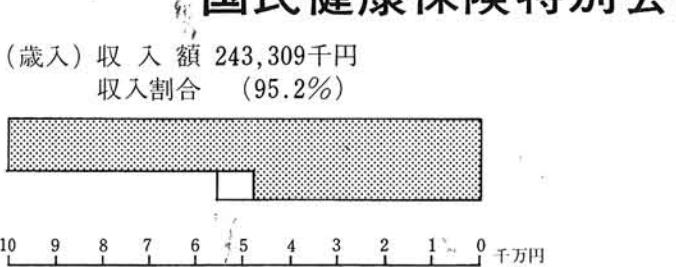
昭和57年度予算執行状況

一般会計 予算額 1,647,052千円

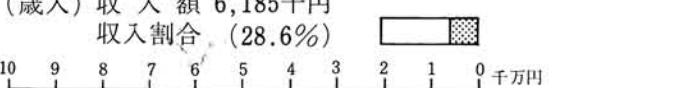
(歳入) 収入額 1,326,698千円
収入割合 (80.5%)



(歳入) 収入額 243,309千円
収入割合 (95.2%)



(歳入) 収入額 6,185千円
収入割合 (28.6%)



みんなそろって投票しましょう

和島村長 清野精合

五月晴れの中落水海岸で人の輪！

ヨウルハイキヤング



子どもたちは波打ちぎわで海水とたわむれ、からだ中びしょぬれになり、お母さんに叱かられながらもまた波とたわむれる姿があちこちで見られました。歩くことの少なくなつた今日ですが、年に何回かはまとまつた距離を歩き、自分の足でしつかり大地を踏みしめたいものです。

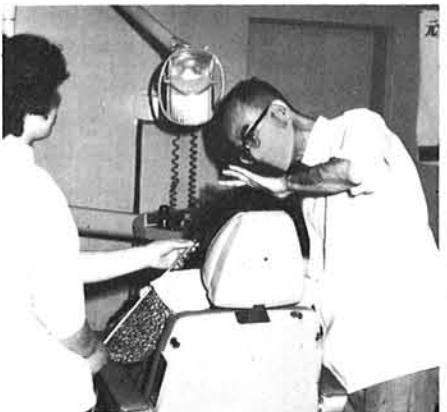
「初夏の一日を村内及び近郊の山野を歩き心身の鍛練を図ると共に親と子、地域住民相互の対話を深め、ふるさと再発見の場とする」という趣旨で五月十五日㈰、トリムハイキングが開催されました。

五月晴れのもと百二十五家族三百名余の多數の方々の参加を得て一周十二kmの道のりを楽しく過ごすことができました。なかでも、落水海岸での昼食時に各グループごとで作った豚汗が大好評のようでした。

時人

6月4日はムシバ予防デー

— 歯科医 山田道夫さん(駅前) —



歯周病については歯の柄れり
際を歯をすりへらさず、歯肉を
いじめないようみがいて歯垢
を完全に除去してください。

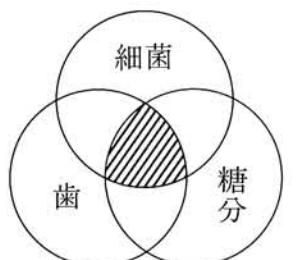
人間にとつて元の歯が一番で
す。一生自分の本物の歯を使え
るよう充分な手入れと体の健康
維持に一層の努力を期待いたし
ます。

おやつの講習等を活かす。細菌の活動を阻止しよう（食後すぐ充分みがいて歯垢を作らない）、という工合です。

して村民各位の歯に対する関心の高さに敬服しております。

従つて、充分御存知と思いま
すが、この週間をより意義あら
しむため、今一度二大疾患であ
る「虫歯」と「歯周病」につい
て考えて見ましょう。いずれも
食物の糖分に口中の細菌が働い
て作る「歯垢」が一番もとの原
因です。これが歯に作用すると
虫歯で歯肉等に働きば、歯周病
に連らなくなります。

山田さんは、和島村で唯一の歯医者さんです。日頃村当局、関係の方々、そ



☆ フシマスポット ☆

昭和五十八年度
中越地方植樹祭は
新緑に薰る本村阿
弥陀瀬地内で、中
越地方の各市町村
より市町村長をはじめ
多数の林業関
係者をお迎えして
五月二十日盛大に
開催され、参加者
一同緑豊かな郷土

づくりへの誓いを新たにし、感激のうちにその幕を閉じました。植樹祭は、三島郡五か町村が第二次林業構造改善事業で開設した林道に面したところで開かれ、実行委員会長（和島村長）より「緑の減少が問題となつてゐる今日、山には緑あふれる森林を育て、愛する郷土を豊かな緑で包む運動を推進したい」といふが、あいさつがあり、造林・緑化に

く認識させました。また、記念植樹には渡辺資夫君が生徒代表して「えんじゅ」の苗木を植え、注目を集めました。

植樹祭舉行！

わかれ仲間シリーズ(1)

バスケットクラブ



三古青年大会にて

本知5セ広場



昨年家屋を新增築
された方へ！

不動産取得税（県の家屋税金）
の納税は、6月に課税されます。
長岡財務事務所

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員による人権擁護委員制度の始まりです。

今年は、国連で世界人権宣言が採択されて三十五周年に当たりますので、これを記念

層の人権思想の啓発に努める
ことを申し合せております。
和島村の委員は次の方です
大字北野 池田一雄

6月の心配ごと相談

日 時… 6日、15日、25日
午前9時から午後3時まで
(25日は、正午まで)

場 所… 福祉センター相談室

内 容… 生活相談・医療相談・家事
相談・児童相談・年金・身
障相談・職業相談・その他
なんでも

航空防除実施

和島村農政振興協議会
和島村航空防除実施推進本部

ヘリコプターによる航空防除を
次の日程で実施します。
を期するため次のことに注意して
下さい。

第一回 第2回 7月3日(日)葉いもち
第二回 第3回 7月24日(日)葉いもち、
紋枯病

第4回 8月4日(木)穂首いもち
ウンカ

(※雨天等で日程が変更すること
があります。)

散布時間はいずれも、午前五時
から午前十時頃までです。

散布農薬は、人畜、その他に危
害の少ないものですが、更に安全
な方法として、ウニカの散布を考
慮する場合、以下の点に注意して
ください。

- 1、人、家畜、自動車等に農薬がか
からないようになります。
- 2、人、家畜、自動車等に農薬がか
からないようになります。
- 3、養魚池等に散布液が流れ込ま
ないようになります。
- 4、散布地域内の野菜、牧草等の
取り入れに注意すること
- 5、洗濯物を外に干さないこと
- 6、ヘリコプターの近くには近寄
らないこと
- 7、幼児・学童の散布地域内の通
り抜けには十分注意すること

人権擁護委員制度を ご存知ですか？

検察審査会の活用を!

「交通事故、詐欺その他の罪で被害を受けたのに検察が犯人を裁判にかけなかつるのは、ふにおちない。」

「選挙違反や汚職等で大き
き疑惑がもれたれた事件なのに、
発しても検察官が起訴しな
ったのは納得できない。」

こんな不満のある人のため
検察審査会制度があります。

長岡市三和三丁目九番地二八
裁判所構内

長岡検察審査会事務局

□〇三六・三五一二四一

おかあさん
わすれちゃダメだよ！
—保健衛生行事(6月)—

日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
9	木	一般健康診査 及び結核検診	個人通知のあった人	午前8時30分～11時 午後1時～3時 (1日2回)	福祉センター
14	火	乳児検診	乳児	午後1時～2時30分	"
23	木	精神衛生相談	心の病気でお困りの方	午後1時～3時	"

不法電波をなくすために電波は正しく使いましょう

国民年金

免除の手続きは

国民年金には、当然に加入しなければならない人で、保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除される制度があります。

や風水害で被害を受けた(家計)が苦しいなどの事情で「今年はどうも年金の保険料が納めていかれそうもない」というような人は、「七月三十日」までに印鑑を持参の上、年金係で免除の申請手続きをしてください。

また、保険料の免除をうけた期間は、年金の資格期間として認め

この「追納」とは、免除をうけてから十年以内であれば、その当時の保険料額でさかのぼって納めることができる制度です。

られるため、有利な制度といえます。ところが免除をうけた期間の年金額は、保険料を納めた場合の年金額の $\frac{1}{3}$ となってしまうことから、老後の支えとなる年金が低額になる免除は考えもの」と勘違いする人も少なくありません。

しかし、国民年金には免除をうけた人が、将来、満額年金をうけられるための「追納」という途が開かれています。

大正12・6・2(大正12・7)
1生まれ
かけ金をかけ終りました。
◎65歳になる人
大正7・5・2(大正7・7)
1生まれ
老齢年金を請求しましょう。



兒
童
手
當

一、児童手当支払いについて
六月十日は、児童手当の支
払日です。指定金融機関の口
座へ大のこぼり振り込まれま

○支給期間 昭和58年2月分から
昭和58年5月分まで

○支 給 額 支給対象児童一人につき月額五千円（村民税の課税が均等割以下の方は、七千円）です。

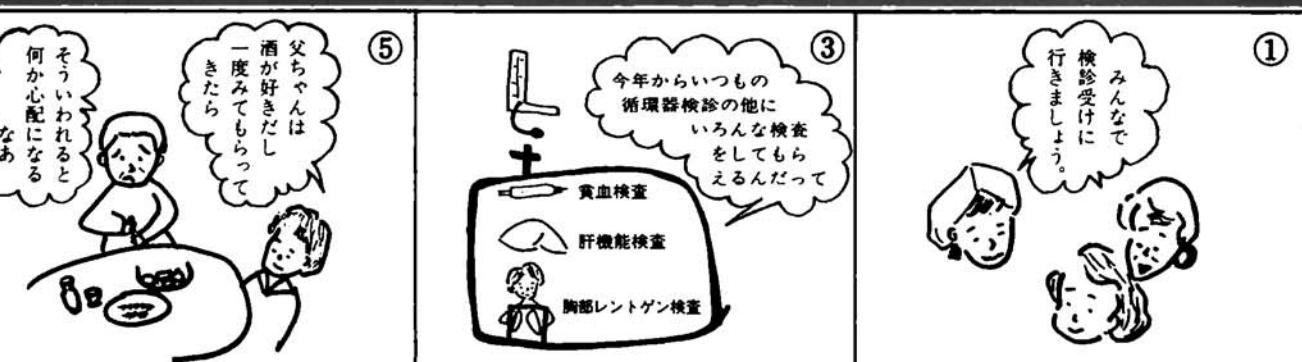
特例給付該当者は、支給対象児童一人につき月額五千円です。

二、児童手当、特例給付現況届について

から三十日までは児童手当現況届を役場に提出することになります。この届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況などを六月一日現在で確認するための届です。

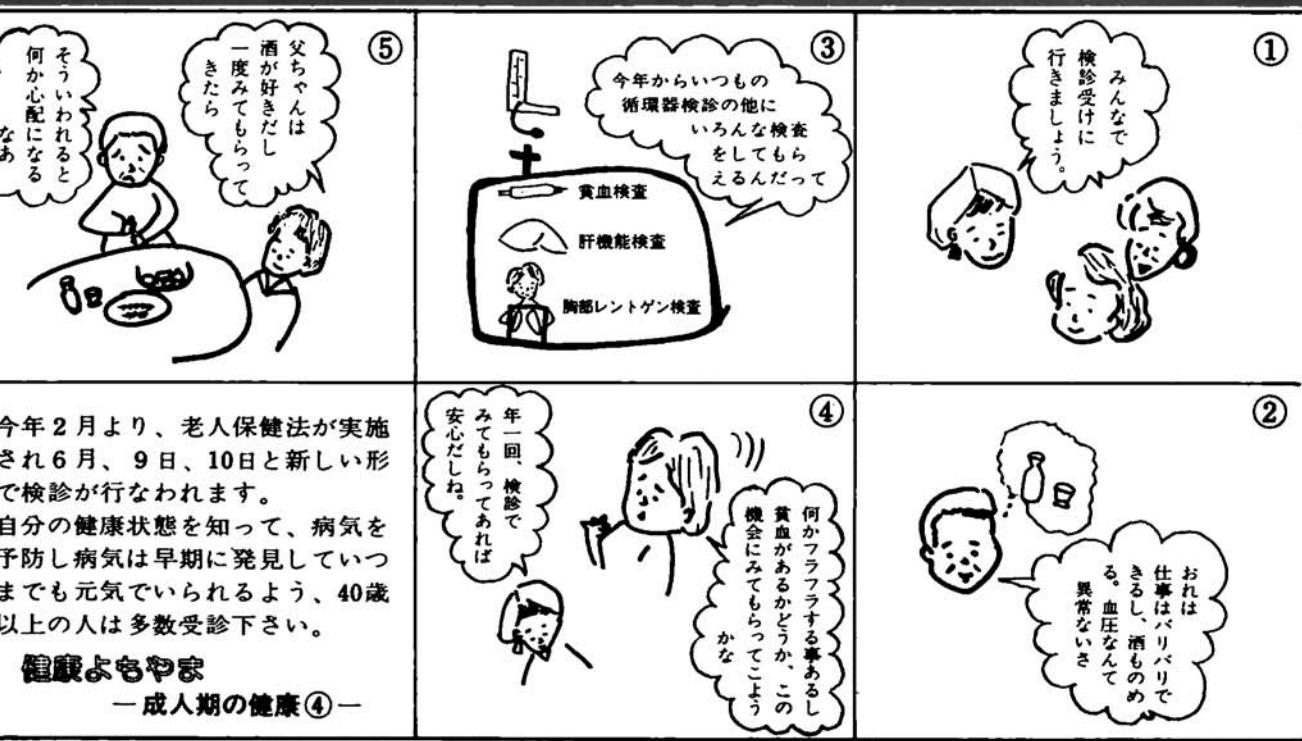
この届を提出しないと、引き続いて受給資格があつても、六ヶ月分以後の支払を受けることができなくなります。

後日個人宛に現況届の用紙を送付しますので役場住民課へ提出して下さい。



今年2月より、老人保健法が実施され6月、9日、10日と新しい形で検診が行なわれます。自分の健康状態を知って、病気を予防し病気は早期に発見していくまでも元気でいられるよう、40歳以上の人には多数受診下さい。

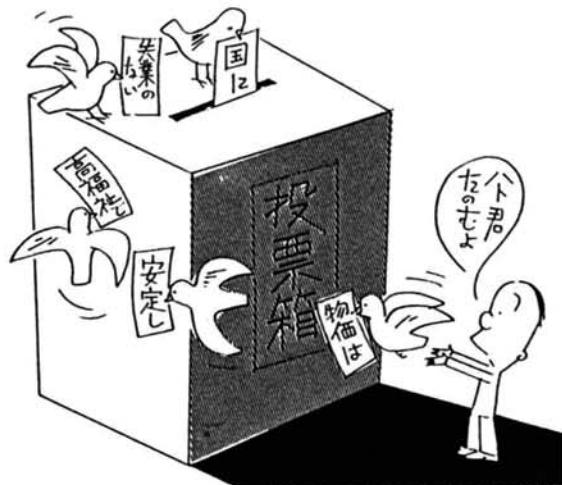
健康よもやま —成人期の健康④—



電波法に違反して無線局を開設し又は運用すると処罰されます —郵政省電波監理局—

6月26日参議院選挙

願いを託す



参議院の選挙が6月3日公示され、6月26日
が投票日となります。

投票の方法が 変わりました

①今迄の「全国区」にあたるもののが「比例代表選挙」と云う名前になりました。

◆この投票の方法は
投票用紙には、政党の名称を書いて
投票して下さい。

個人名を書くと 無効となります

②今迄の「地方区」にあたるもののが「選挙区選挙」と云う名前になりました。

◆この投票の方法は
今迄と変わりはありませんので、個人の名前を書いて下さい。

一回の投票をすることになります

◎不在者投票の 手続きは早めに

投票日当日、所用で投票所に行けない人は、前もって投票できる制度です。

この制度を利用して棄権しないようにしましょう。

上記のように

○一回目は、選挙区選挙の投票をします。(個人名を書く)

○二回目は、比例代表選挙の投票をします。(政党の名称を書く)

書く)

◎投票できる人

昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。

●この制度を利用できる人は、昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。

◎住所を移した人

参議院の選挙は、国政の選挙ですので、住所を移した人でも名簿登録地の市町村で投票できます。

●この制度を利用できる人は、昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。

◎字はハッキリと

投票用紙には、字をハッキリと書きましょう。ひら仮名やカタ仮名でもよいです。せつかく投票しても字が読みにくくと無効となることがあります。

●この制度を利用できる人は、昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。

◆できる日時

6月3日から6月25日までで、土曜日や日曜日も行っています。時間は、午前8時30分から午後5時までです。

●この制度を利用できる人は、昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。

◎入場券を忘れずに

入場券をお持ち下さい。入場券が届かないときや、なくした方は投票所で申し出

●この制度を利用できる人は、昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。

◎開票

開票は、6月26日午後7時より和島村総合福祉センターにて行う予定です。

●この制度を利用できる人は、昭和38年6月27日以前に生

まれ、昭和58年3月1日以前から和島村の住民基本台帳に記録されている人。